

変更届出（営業所を増設する場合・事前の届出）

【必要書類】

書類名	備考
変更届出書 (別記様式第5号)	記載要領は次頁以降の記載例参照

【届出期限】

営業所を設置する日の3日前まで

【届出先】

営業所を管轄する警察署（主たる・その他を問わない）

※ ただし、届出時において、まだ営業所等として届出をしていない営業所等の所在地を管轄する警察署では届出を受理できません。

【手数料】

なし

※ 営業所を増設する場合、まずは営業所を設置する日の3日前までに本変更届出書（別記様式第5号）を提出し、営業所設置後、14日以内に、変更届出書（別記様式第6号様式）で取り扱う区分や管理者についての届出をする必要があります。

※ 営業所を増設する場合は、届出が2回必要になりますので、ご注意ください。

別記様式第5号 (第5条関係)

(/)

資料区分	23	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	(署)					

変更届出書

古物営業法第7条第1項の規定により変更の届出をします。

長崎県公安委員会 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者の氏名又は名称及び住所

長崎市松が枝町〇番〇号

長崎 太郎

(※法人の場合は法人の名称)

許可の種類	①古物商 2.古物市場主
許可証番号	0:0:0:0:0:0:0:0:0:0:0:0
許可年月日	3.昭和 ④平成 5.令和 2:0年 1:1月 0:1日
氏名 又は名称	(フリガナ) ナカシ タロウ (漢字) 長崎 太郎 (※法人の場合は法人の名称)
住所	長崎 都道 長崎 〇市 区 府 県 町村 松が枝町〇番〇号

営業所又は古物市場に係る変更事項

変更区分	①新設 : 営業所等を新設(「変更・廃止する営業所又は古物市場の名称」欄を除く全項目に記載、「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に新設予定年月日に記載) 2.変更 : 従前の届出事項を変更 4.廃止 : 営業所等を廃止(「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に廃止予定年月日に記載)
変更・廃止する営業所又は古物市場の名称	営業所等所在都道府県 : 〇市 区 (フリガナ) 〇市 区 (漢字) 〇市 区 営業所等整理番号 : 〇〇〇

変更予定年月日	5. 令和 〇:3年 〇:4月 〇:1日	
主たる営業所・古物市場	形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場
	名称	(フリガナ) 〇市 区 (漢字) 〇市 区
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 〇市 区 都道 市区 府 県 町村 電話 () - 番 (内線)
その他の営業所・古物市場	形態	①営業所 2. 古物市場
	名称	(フリガナ) ナカシ アンティック サセホ テン (漢字) 長崎 アンティック 佐世保店
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 〇市 区 長崎 都道 〇市 区 府 県 町村 浅子町〇番地〇 電話 (000) 000 - 0000 番 (内線)

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠線内には記載しないこと。
- 2 「変更予定年月日」欄には、当該事項の変更予定年月日を記載すること。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲むこと。